

鴨川市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 29 日

鴨川市水道事業管理者 鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市水道事業管理規程第 4 号

鴨川市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鴨川市企業職員の給与に関する規程（平成 17 年鴨川市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 事務補助員の項時間額（任用時）の欄中「1,127 円」を「1,140 円」に改め、同表に次のように加える。

用務員	1,140 円	1,140 円
作業員	1,140 円	1,140 円

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。